



# 目次



ごあいさつ	1
「こどもの居場所」ってどんなところ？	2
「どんな人がどこで」こどもの居場所をつくっているの？	3
居場所を「応援」してくれる人・団体など	3
こどもの居場所開設までのステップ	4
<b>STEP1</b> こどもの居場所に関心を持ったら	5
「なぜこどもの支援に関心をもったのか」を整理しよう	5
「見学」してみよう	5
「地域の情報」を集めよう	6
<b>STEP2</b> 居場所を立ち上げる前に	7
「居場所づくりへの思い」を整理しよう	7
「仲間」を集めよう	7
<b>STEP3</b> 立ち上げ計画	8
「立ち上げ計画」を立ててみよう	8
必要な「資金等」を準備しよう	9
<b>STEP4</b> 開設準備	10
「開設」に向けて準備しよう	10
「地域」に知ってもらおう	11
<b>STEP5</b> 活動開始準備	12
『活動開始』に向けて準備をしよう	12
プレオープンしてみよう	12
安全で安心な居場所を運営するために「気を付けるポイント」	13
今後活動を続けていくために	19
「こども場所」づくり充実に向けた取り組み	20
こども基本法について	21
児童の権利に関する条約について	22
安全で安心なこどもの居場所づくりに関わる長崎県内の相談窓口	23



## ごあいさつ

こどもの居場所づくりについては、令和5年度、国において「こどもの居場所づくりに関する指針」が策定され、こどもが本来持つ主体性や創造力を十分に発揮し、社会で活躍するためには、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動、外遊びの機会があることが必要であるとされています。

こどもの居場所や体験の提供については、県内各地で抱える課題や地域特性に応じ、これまでも地域や企業の皆様の自発的な取組として多様な形で広がっていますが、長崎県では、安全・安心なこどもの居場所やチャレンジできる様々な体験の提供を「こども場所」と位置づけ、こうした機会や場がこどもたちの身近にあふれる環境を目指し、今年度より活動者の皆様の支援に取り組んでおります。

具体的には、活動者や支援者の皆様からの相談対応を行う「長崎県こども場所相談センター」の設置や、「長崎県こども未来応援基金」によるこども場所への財政的支援等を行っております。合わせて、「ながさきこども場所充実アクション」を立上げ、官民が連携し、継続的に社会全体でこども場所を応援する気運の醸成にも取り組んでおります。

本冊子は「始め方が分からず、一步を踏み出せない」といった皆さまのために、こども場所づくりに取り組まれる方の参考となるよう「ながさきこども場所スタートブック」として作成いたしました。

スタートブックでは、活動を始める前に準備することや、関係機関等の相談窓口の記載等についてまとめています。皆さんが安全に配慮し、楽しみながらこども場所に取り組んでいただくための参考になることを願っております。

結びに、本書の作成にあたり、ご協力いただきました多くの皆様に心からお礼申し上げます。

令和8年3月

長崎県福祉保健部こども未来課長



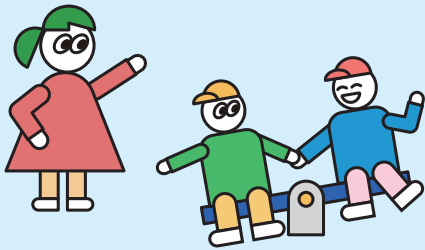


## 「こどもの居場所」って、 どんなところ？

こどもの居場所とは地域の信頼できる大人たちの見守りの中、こどもが安心して過ごせる場所です。その形態は、食を提供する場、学習支援の場、遊びや体験の場などがあり、実施場所や規模、運営方法等は様々です。

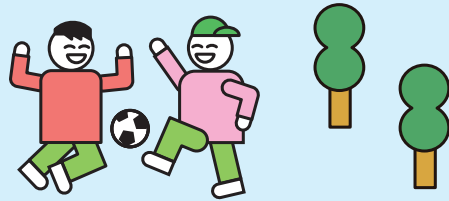
### 「見守りの場」

地域でこどもを育てることで、こども達の孤独や孤立の解消につながり、こども達が安心して過ごすことができます。



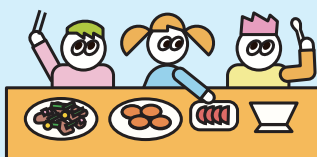
### 「学びの場」

こども同士や大人との交流が深まり、日常の地域での友達との外遊びや非日常の自然体験等のワクワクする体験をとおして、こどもの成長へと繋がっていきます。



### 「気づきの場」

こどもや子育て世代の抱えている困難や問題の早期発見ができるため、制度や相談機関などの支援へ早い段階でつなぐことができます。



### 「地域をつなぐ場」

こどもだけでなく、大人も交流を深めるきっかけとなり、こどもから高齢者までのあらゆる世代がつながりを持つことで地域が活性化します。





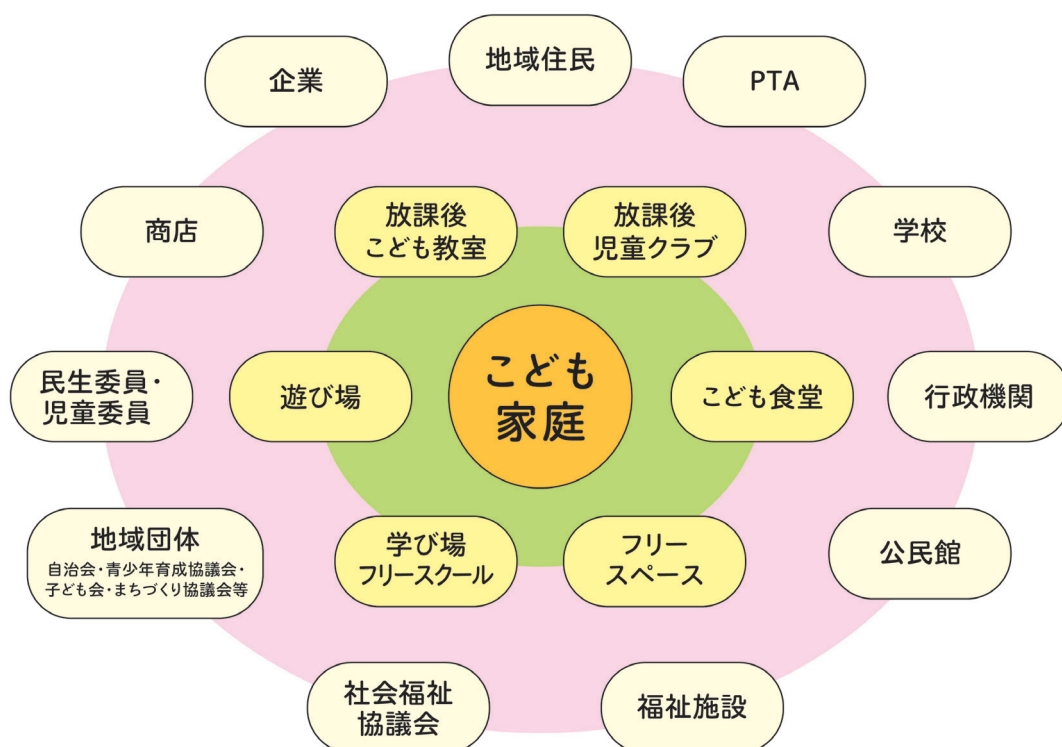
## 「どんな人が、どこで」 こどもの居場所をつくっているの？

こどもの居場所づくりは福祉関係者や専門家だけのものではなく、誰でも取り組むことができます。企業やボランティア団体、学生、定年退職したシニアなどさまざまな立場の人々がこどもの居場所づくり活動に取り組んでいます。場所は公民館等の公共施設や、店舗や個人住宅・寺社・教会など多岐にわたります。その取組は、「こども達のために何かしたい」という自発的な思いから活動の一步が始まっています。



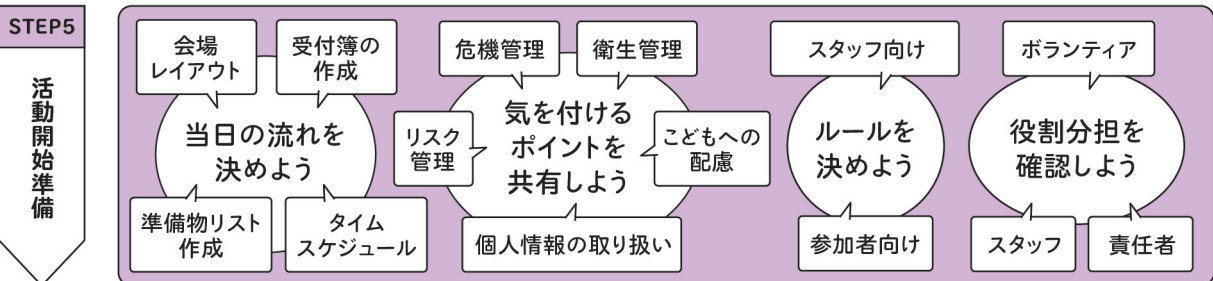
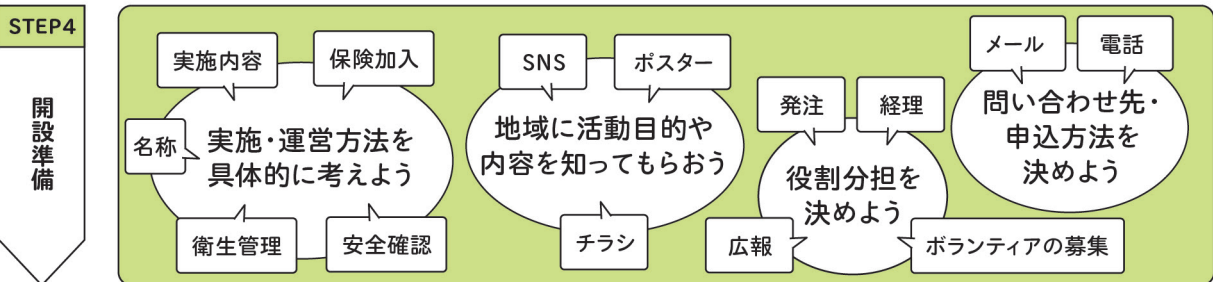
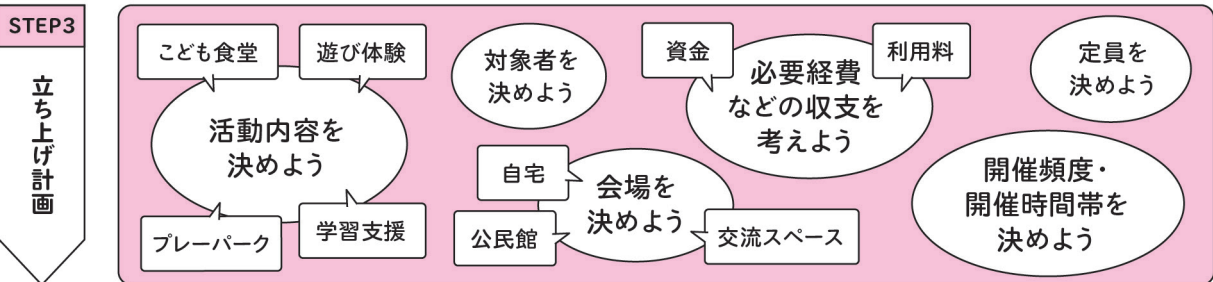
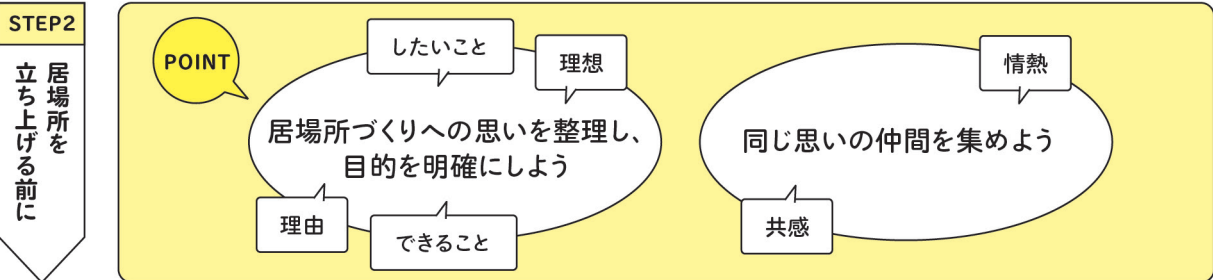
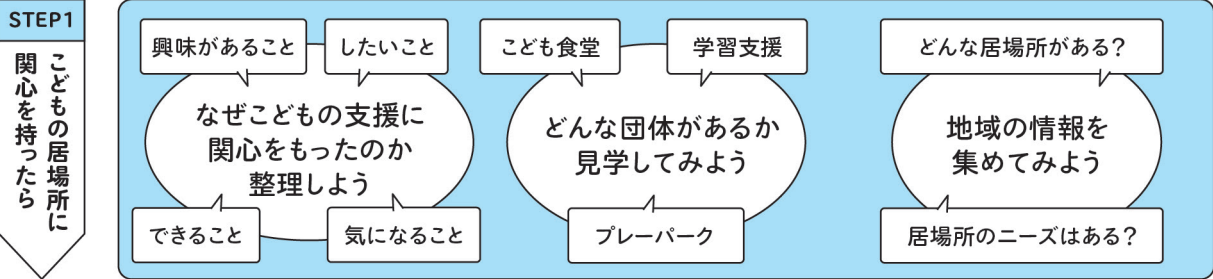
## 居場所を「応援」してくれる 人・団体など

こどもの居場所を新しく立ち上げて継続していくためには、地域の住民・団体とつながることが不可欠です。つながることでお互いのできる力を出し合い、助け合いながら地域全体がこどもにとっての居場所となるよう活動していきましょう。





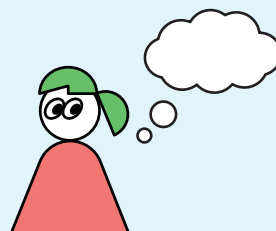
# こどもの居場所開設までのステップ



## STEP1 こどもの居場所に関心を持ったら

### 『なぜこどもの支援に関心をもったのか』を整理しよう

- なぜこどもの支援に関心があるのか
- 自分がしたいこと、できること
- 何が気になるのか



### 『見学』してみよう

いろんな居場所を見学し、立ち上げたい居場所のイメージをふくらませてみましょう。いろんな居場所を見学することで自分たちがやりたいことの具体的なイメージが持ちやすくなります。

#### 見学のポイント

- 居場所の立地や広さ
- 居場所に来る人の数
- 居場所の設備
- スタッフ・ボランティアの数
- 衛生管理の仕方
- チラシなどの周知方法
- 1日のスケジュール
- こどもとの関わり方など

#### 見学時に注意すること

- 見学を行う際は、事前に運営団体に連絡し、人数・時間・目的を決めて見学の日程調整を行きましょう。
- 準備などで忙しくされている場合もあります。参加している方にとって大切な居場所なので、見学にあたっては配慮が必要です。写真撮影を行う場合は、運営者・利用者に声をかけ撮影の承諾を得てください。

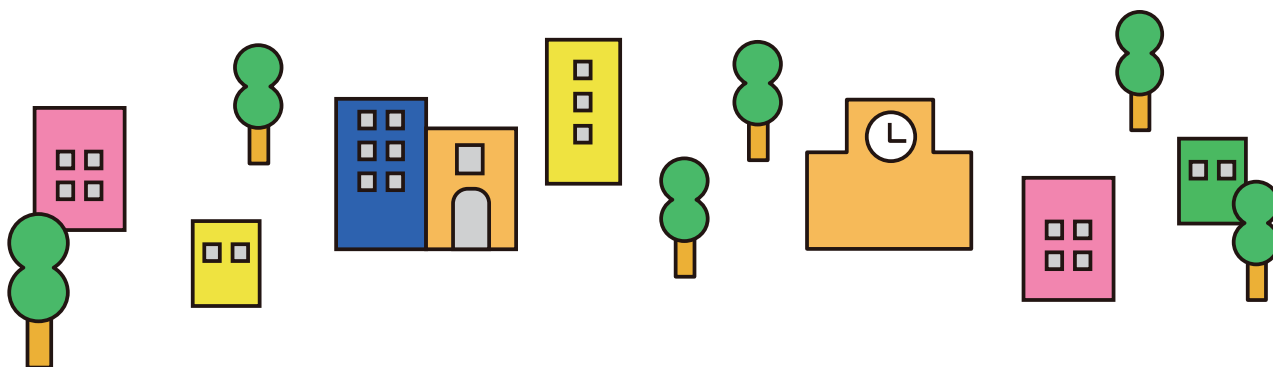
## 『地域の情報』を集めよう

地域の現状を知ることは居場所の立ち上げにとっても重要です。情報を集めて特色などを整理してみましょう。

こどもの居場所は、まずは地域の理解を得ることが大切です。地域のつながりの輪が大きくなっていき、協力してくれる人も増えていきます。

### 整理するポイント

- こども・親のニーズ
- 地域のニーズ
- 地域で既に開催しているこどもの居場所
- 地域の関係団体の情報など  
(学校・幼稚園・保育所・自治会・社会福祉協議会・民生委員・地域のボランティア団体など)

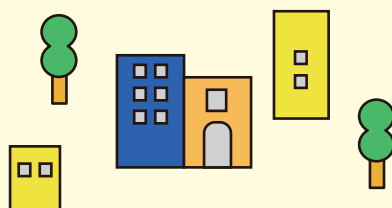


## STEP2 居場所を立ち上げる前に

### 『居場所づくりへの思い』を整理しよう

居場所づくりを始めたいと感じた思いを整理し、目的を明確にしましょう。

- 居場所づくりを始めたいと思った理由
- 自分がしたいこと、できること
- 居場所に描く理想

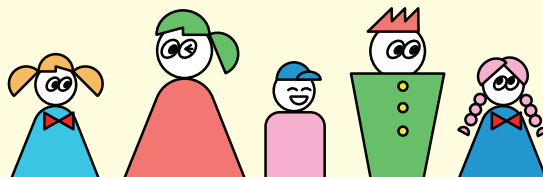


### 『仲間』を集めよう

まずは、思いに共感して協力してくれる友人や知人を集めましょう。仲間ができると、その友人さらにその友人と沢山のひとと活動について考えていくことができます。そして、立ち上げたい居場所のイメージをしっかりと共有し、思いを一つにすることが大切です。

#### 共有ポイント

- 誰のための居場所づくりなのか
- 何のために居場所づくりをするのか
- どんな居場所にしたいのか

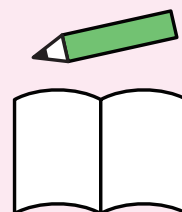


## STEP3 立ち上げ計画

### 『立ち上げ計画』を立ててみよう

いつ（日時）、どこで（場所）、誰に（対象者）、どんなことをするのかを具体的に決めましょう。

- 活動内容      子ども食堂・学習支援・遊び場・フリースペースなど
- 開催場所      こどもの参加しやすさ、広さ・利用料・駐車場など
- 開催頻度      月1～2回・曜日・長期休暇中など
- 対象者          幼児・小学生・中高生・年齢問わずなど
- 利用料          無料・子ども〇〇〇円・大人〇〇〇円など
- 活動資金      P9を参照
- 定員              会場の広さやスタッフの人数に合わせて



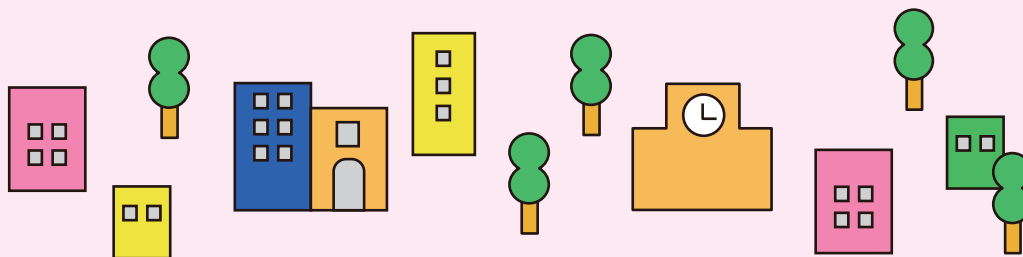
### 「長崎県子ども場所相談センター」

仲間集めや、立ち上げ計画を1人で行うのは難しいところが多々あるかと思います。

長崎県では、こどもの居場所や体験の機会を提供したい、活動する方々を支援したい皆さまからのご相談を受け付け、助言を行う「長崎県子ども場所相談センター」を設置しています。

1人で悩まず、お気軽にご相談ください。

長崎県子ども場所  
相談センター



## 必要な『資金等』を準備しよう

立ち上げの時はもちろん、材料費・会場費・保険料・印刷費など、継続して居場所を運営するためには、必ず資金が必要です。

自己資金や参加費で賄うほかに、開催に必要な資金等の集め方には以下の方法があります。

### ●助成金について 下記のようなサイトから情報収集できます

県民ボランティア  
活動支援センター  
「ながさきボランぽネット」



長崎市市民活動  
支援センター「ランタナ」



させぽ NPO ボラン  
ティア支援ネット



大村市ボランティア  
センター「あいわーく」



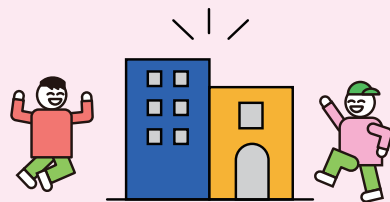
長崎県でもこども場所の立ち上げや体験提供を行う団体を応援します！

詳しくは下記 QR コードをご確認ください。

立ち上げ支援



体験提供



## 資金を集める方法

- 寄付金 ..... 知人や関係者にもお願いをしてみましょう。  
食品や備品などの協力を得られることがあります。
- 募金箱 ..... 居場所の目的を伝えて、維持や運営の協力を呼びかけましょう。  
また、少額の参加費を設定している場合もあります。
- クラウドファンディング

## 資金以外の物資などを調達する方法

- 農家や商店等からの提供
- 住民や企業、事業所、団体等からの提供
- フードバンク



## STEP4 開設準備

### 『開設』に向けて準備しよう

どのように実施・運営するのかを具体的に決めましょう。

- 名 称
- 周知方法 (P11 を参照)
- 役割分担 (広報・発注・経理・ボランティアの募集など)
- 実施内容
- ボランティア保険 (P15 を参照)
- 衛生管理 (P14 を参照)
- 会場の安全確認
- 問い合わせ先・申し込み方法



名称	
周知方法	
役割分担	
実施内容	
ボランティア保険	
衛生管理	
会場の安全確認	
問い合わせ先・ 申し込み方法	

## 『地域』に知ってもらおう

地域の方に活動を始めることを周知し、参加を呼びかけてみましょう。来て欲しい人に情報が届くように様々なツールを用いるなどの工夫が必要です。参加対象者へのお知らせだけでなく、地域全体に周知を図ることで、地域全体で支える活動としての理解や協力が得られることにつながります。自治体・学校・地域の関係団体に協力してもらいましょう。

こどもがわかりやすいように内容を工夫しましょう。

### 工夫のポイント

- 地域の集まりで PR
- 自治会の回覧板等での呼びかけ
- 学校・幼稚園・保育所・放課後児童クラブ・公民館等にチラシの掲示や配布を依頼
- 地域の商店街等にポスター・チラシの設置
- SNS を使った広報
- 民生委員や知人に周知の協力をお願い
- 看板やのぼりの設置

### 長崎県でも活動を広報しています！

長崎県が別に定める条件を遵守する団体・企業や個人の皆さまを「ながさきこども場所充実アクション宣言団体（以下、宣言団体という）」として取りまとめ、宣言団体相互の交流や情報共有、広報を行います。ぜひご登録ください。

ながさき  
こども場所  
充実アクション



### 広報は、ながさきこども場所ポータルサイトと Instagram で！

長崎県ではこども場所の専用ポータルサイトにより情報発信しています。宣言団体にご登録いただくと、活動をご紹介するとともに、「こども場所」の活動者からの相談対応や情報提供など、活動に役立つ情報をお届けします。公式Instagramでもタイムリーに情報を投稿しています。

ながさき  
こども場所  
ポータルサイト



### ステッカーでこども場所をアピール！

宣言団体に登録いただくと、活動場所に貼れるステッカーを送付します。ステッカーを貼っておくことで、安心感や利用のしやすさにも繋がります。



## STEP5 活動開始準備

### 『活動開始』に向けて準備しよう

- オープンまでの準備を確認しましょう。
- 開催当日の流れを決めよう（進行表・印刷物・レイアウトなど）
- 参加者・スタッフのルールを決めよう
- 役割分担を決めよう（スタッフ・ボランティアの役割など）
- 気を付けるポイントを共有しよう。  
（こどもへの対応・衛生管理・リスク管理・危機管理・個人情報 P13～P18 参照）

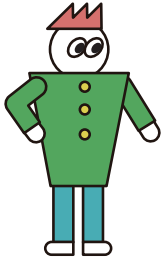
### プレオープンしてみよう



本番のオープン前に、地域の方や関係者を集めて「プレオープン」をしてみましょう。地域の皆さんに自分たちの活動を知ってもらう機会になるとともに、当日のスタッフの動きや備品の不備がないかなど確認ができます。また、アンケートを実施すると参加者の感想を把握できます。

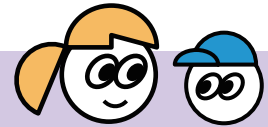
#### 確認のポイント

- 設備や備品の数や状態
- スタッフの人数や動き
- 開催曜日や時間帯は適当だったか
- 参加者の人数
- 危険箇所はなかったか
- 参加者の反応
- 一日の流れ



# 安全で安心な居場所を運営するために 「気を付けるポイント」

次の1～5についてはスタッフ・ボランティアとも共有しながら活動していきましょう。



## 1 こどもへの対応

### 1. こどもとの関係

- こどもの体に馴れ馴れしく触れない。
- 体罰や暴力は許されません。(身体的虐待)
- 大声で怒鳴ったり、暴言を吐いたりしない。(心理的虐待)
- 人の出入りの把握をし、不審者の侵入などに注意する。
- 活動の場以外では、必要がない限り個別に会うことは、責任者以外は行わない。
- 連絡先の交換やインターネットでの私的交流は、責任者以外は行わない。
- お金や物の貸し借りはしない。
- 大人の価値観を押し付けたり、他者との比較で評価(差別)したりしない。

など

### 2. こどもからのSOSをキャッチする

気になるサインをキャッチしたら、スタッフで共有し、対応を話し合しましょう。  
地域の信頼できる方やこどもたちのために活動している方に協力を求めたり、  
みんなで見守ったり、必要に応じ相談・支援機関につなぎましょう。

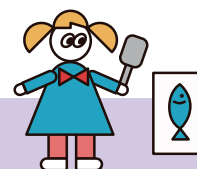
※「安全で安心なこどもの居場所づくりに関わる長崎県内の相談窓口」参照(P23～25)

### 例えばこんなサイン

- 大人の顔色ばかり見る。
- スタッフを独り占めする。
- やたらと物を壊す。
- 一気に掻き込んで食べる。
- いつも同じ服を着ている。
- 何度もおかわりする。

など

## 2 衛生管理



こども食堂など食事を提供する場合は、必要な手続き等について指導助言を受けられるため、必ず管轄の保健所に相談しましょう。また、食中毒などの事故の発生を防ぐために適切な衛生管理を行う必要があります。「衛生管理のチェックリスト」等を参考にしましょう。



厚生労働省  
こども食堂に  
おける衛生管理の  
ポイント

### 衛生管理のチェックリスト

項目	
<b>調理前に行うこと</b>	
1	調理施設は清掃や整理整頓を行いましたか？
2	トイレは清掃、消毒を行いましたか？
3	調理担当者は、下痢・嘔吐の症状があるなど体調不良ではありませんか？ また、手指の傷などはありませんか？
4	エプロンや三角巾、必要に応じてマスクなど、清潔な作業着を身につけましたか？
5	手洗い、消毒を行いましたか？ また、子どもが調理に参加する場合は、手洗い、消毒を徹底させましたか？
6	原材料は、仕入れ時に鮮度、賞味期限等を確認し、1回で使い切れる量を仕入れましたか？
7	献立や食材の仕入れ先・仕入れ時間の記録(レシートなど)は保管しましたか？
8	仕入れた食品は冷蔵庫や冷凍庫で保管していますか？(冷えていないなどの温度の異常はありませんか？) また、生肉や鮮魚介類などの食品は他の食品を汚染しないよう、冷蔵庫の最下段に区別して保管しましたか？
9	お年寄り、幼児、妊婦などの抵抗力が弱い方が食べる場合、メニューに生ものは入っていませんか？
<b>調理中に行うこと</b>	
10	魚介類、野菜・果物は流水で良く洗いましたか？
11	別の原材料を調理する場合などは、手洗い、消毒を行いましたか？ また、手洗いの際、調理器具についても、洗浄剤で洗浄してから使いましたか？
12	食品(特に肉類)は、中心部までよく加熱(中心温度75℃で1分間以上)しましたか？
13	生の食材を扱う調理器具と加熱済みの食品に使用する調理器具は専用のものを使用しましたか？ 専用のものがない場合は、よく洗浄剤で洗浄してから、使いましたか？
<b>調理が終わった後に確認すること</b>	
14	調理後は、時間を置かずに提供しましたか？

### 3 リスク管理



こどもの居場所を立ち上げるにあたって、安心と安全にしっかり取り組むことが大切です。こどもは遊んでけがをしたり、急に熱を出したりすることもあります。食事のアレルギー対応や衛生管理についての配慮も必要です。

#### 1 事故・けがの防止

こどもたちの遊びや生活の場面からあらかじめ予想される危険は取り除いておくことが大切です。準備時間等を利用して、会場内外の点検や整備を行い、万が一事故やケガがおきた場合の対応としてもしっかりと考えておく必要があります。

#### ● ボランティア保険

全国社会福祉協議会が一括して損害保険会社と締結する団体契約です。ボランティアの活動におけるケガや賠償責任を補償します。

◎申し込み窓口：各市町社会福祉協議会

#### 《ボランティア活動保険》

主に無償で行っているボランティア活動に参加しているメンバーが加入する保険です。活動中のさまざまな事故による「ケガ」や「損害賠償責任」を補償します。

補償期間	4月1日～翌年3月31日 ※中途加入の場合は、手続き完了日の翌日から翌年3月31日
加入申込人	ボランティア個人またはボランティアグループ
補償を受ける方	ケガの補償：ボランティア個人 賠償責任の補償：ボランティア個人、ボランティアの監督義務者等
保険料(年額)	基本プラン 350円 天災・地震保障プラン 500円

#### 《ボランティア行事保険》

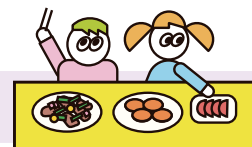
地域福祉活動やボランティア活動のさまざまな行事における主催者や参加者のケガ、主催者の賠償責任を補償します。

補償期間	行事開催期間
加入申込人	行事主催者(ボランティア個人またはボランティアグループ)
補償を受ける方	ケガの補償：行事参加者全員 賠償責任の補償：行事主催者及び共催者
保険料	1人28円×最低20人=560円～

ふくしの保険



## 2 食物アレルギー対応



アレルギーは、重篤な場合には命に関わることもあります。こどものアレルギーの有無や理解度については、事前に保護者からの申告を受けるなど、確実に把握しスタッフ全員で共有しておくことが必要です。

使用する食材の管理や表示、特定原材料等 28 品目を含まない商品の用意など、食物アレルギー対応方針をあらかじめ明確に定めておきましょう。

また、アレルギー対応が難しい場合には、誤解やトラブルを防ぐためにも、チラシやホームページなどに明記し、事前に保護者へ周知しておくことも大切になってきます。

### 《アレルギーの基礎知識》

アレルギーの原因となるアレルゲンは様々ですが、食物が体内に入りアレルギー反応を引き起こすことを食物アレルギーと呼びます。

### 代表的なアレルゲン

#### 特定原材料 (8品目)



エビ



カニ



くるみ



こむぎ



そば



たまご



にゅう

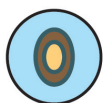


らっかせい

#### 特定原材料に準ずるもの (20品目)



アーモンド



あわび



いか



イクラ



オレンジ



カシューナッツ



キウイフルーツ



ぎゅうにく



ごま



さけ



さば



だいず



とりにく



バナナ



ぶたにく



マカダミアナッツ



もも



りんご



やまいも



ゼラチン

文部科学省  
「学校給食における  
食物アレルギー対応指針」



### 3 性犯罪などの被害

こどもに対する性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。

こどもの居場所では、こどもが安心して過ごせる環境を整えるため、性暴力が起きることのないよう運営に留意する必要があります。

#### 《基本的な防止策》

- 1対1の状況を極力作らない動線・運営にする
- SNSや私的連絡・私物端末での写真撮影などの制限
- スタッフがこどもと適切な距離を保つためのルール化
- 性暴力防止研修などの定期的な受講
- こどもが「困った」「怖い」と感じたことを相談できる仕組み

2024年に制定された「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。いわゆる日本版DBS法）」では、学校・保育所等の事業者に対して、従事者の性犯罪前科確認や研修、相談体制整備などの義務が課されています。

こどもの居場所が法的義務の対象かどうかに関わらず、こどもを預かる立場として、同様の基準で安全を確保することに努めましょう。

#### 《こども性暴力防止法について》

こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

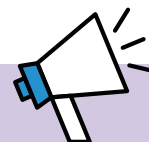
学校や保育所など、こどもに教育・保育などを提供する事業が本法律の義務対象となりますが、対象となるかならないかに関わらず居場所を利用するこどもの安全を守るため、対応について考えることが必要です。

また、こども食堂、フリースクール等においては、一定の要件を満たす必要がありますが、こども家庭庁に申請し、国が認定をすることで、本制度の対象となります。

こども家庭庁  
こども性暴力防止法



## 4 危機管理



災害が発生したときに、子どもたちを適切に避難させるために活動場所周辺にはどのような災害リスクがあるのか調べましょう。

- ハザードマップ（防災マップ）等で災害リスクを把握し、災害発生時の避難場所、避難経路を確認
- 気象情報や気象警報等注意報発令時の対応方法の確認
- 災害時の避難場所・避難経路を事前に決めて、スタッフ及び保護者で共有

### 《長崎県防災ポータル》

県内の避難情報や避難場所情報等をリアルタイムに掲載しています。

長崎県  
防災ポータル



### 《防災情報》

様々な機関が気象情報や避難情報等の防災情報を提供しています。

- 自治体を実施している住民向け防災情報サービス
- 携帯電話会社が提供する防災情報サービス
- 気象庁のキキクルの通知サービス

## 5 個人情報の取り扱い

子どもの居場所における個人情報とは、子どもや保護者の氏名、活動の様子を撮影した顔写真等です。

### 例えば

- 受付簿に氏名等記入してもらうときは、本人または、保護者に対して、参加者を把握するためのものであることを伝え、記入内容は必要最低限のものとする。
- 活動の様子を写真撮影するときは、居場所のホームページやお便りにのみ掲載することを伝え、了承を得たうえで撮影掲載する。
- 受付簿に記載してもらった内容を他の用途に利用することはできません。
- 活動の様子を撮影した写真をスタッフが個人的な SNS などに掲載することはできません。
- 個人情報の取り扱いのルールを決め、スタッフミーティングで周知徹底を図る。
- 紙の受付簿は、鍵のかかる場所に保管する。
- パソコンに保存している参加者一覧にパスワードを設定する。
- 受付簿に記載された内容や活動を通して知り得た個人情報を無断で第三者に話すことはできません。





## 今後活動を続けていくために

こども場所の「プレオープン」を終えると、いよいよ本格的な活動が始まります。居場所づくりは、開設した日がゴールではなく、地域の中で少しずつ育てていく“継続の活動”です。こどもたちが安心して集まり続けられる場であるために、活動開始後も定期的に振り返りや話し合いを行い、運営体制の見直しや改善を重ねていきましょう。

### 活動継続のための主なポイント

- 活動を振り返り、改善につなげる
- 地域とのつながりを大切にする
- スタッフやボランティアに負担をかけない工夫をする
- 安全管理・リスク管理を継続して徹底する
- 困ったことや迷ったときは相談窓口を活用する



活動を続けていく中で、課題や困ったことが出てきた際にも、ぜひこのスタートブックをご活用いただき、活動をはじめた際のことを思い返しなが、活動を見直してみてください。

こども場所を  
のぞいてみよう

いろんなこども場所の  
事例を知ろう

長崎県内には、こどもたちが自分らしく過ごせる場所がたくさんあります。おいしいごはんが食べられる食堂、静かに勉強できる自習室、思いっきり遊べるスペースなど。気になる場所をのぞいてみてください。

こども場所を  
のぞいてみよう



事例集 PDF





# 「こども場所」づくり充実に向けた取り組み

## ① こども場所に関する相談窓口の設置



こどもの居場所や体験の機会を提供したいNPO等や企業の皆さま、活動する方々を支援したい皆さまからのご相談を受け付け、助言を行う窓口を設置しています。

長崎県こども場所  
相談センター



## ② ながさきこども場所充実アクション



「ながさきこども場所充実アクション」の趣旨にご賛同いただき、長崎県が別に定める条件を遵守する団体・企業や個人の皆さまを「ながさきこども場所充実アクション宣言団体（以下、宣言団体という）」として取りまとめ、宣言団体相互の交流や情報共有、県民への広報などを行います。

こども場所  
充実アクション



## ③ 情報の発信



### ① ながさきこども場所ポータルサイト

県内各地で行われている様々な「こども場所」の活動をご紹介します。また、「こども場所」の活動者からの相談対応や情報提供など、活動に役立つ情報をお届けします。

ながさきこども場所  
ポータルサイト



### ② ながさきこども場所Instagram

長崎県の“こども場所”を紹介し、遊び・学び・ワクワク体験があるこどもたちにとって安心の場づくりを応援するInstagramです。

こども場所  
Instagram



### ③ こどもの居場所づくり事例集

「こども場所」に関する県内での取組事例をまとめた活動事例集を作成しています。県内の様々な団体の活動を紹介します。

こどもの居場所  
づくり事例集



## ④ 長崎県こども未来応援基金の創設



こどもが夢や希望を持って健やかに成長できる社会を実現するため、「長崎県こども未来応援基金」を創設し、居場所の立ち上げや体験の機会の提供に対する財政支援を行っています。

長崎県こども未来  
応援基金





## こども基本法について

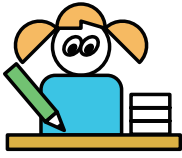
こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

### こども施策の6つの基本理念



- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大切に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。





# 児童の権利に関する条約について

この条約は、こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められており、現在では、日本を含めた世界 196 の国・地域が締約している世界的な条約です。こどもが大人と同様、一人の人間として、人権を認めるとともに成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならでの権利も定めています。

## 児童の権利に関する条約の 4 つの原則

### ① 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

### ② 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

### ③ 子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

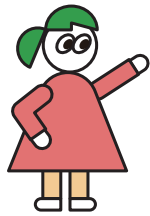
### ④ 差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

「子どもの権利条約」

(日本ユニセフ協会ホームページ)





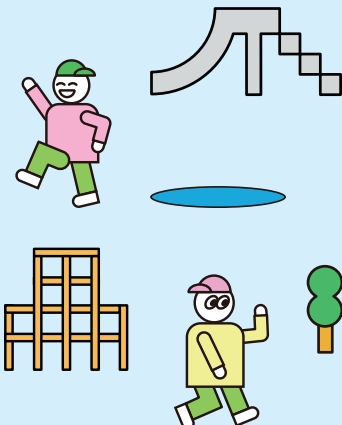
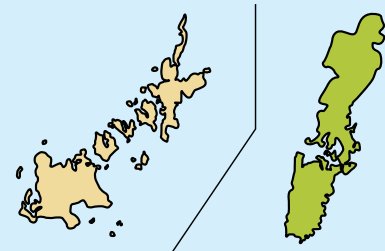
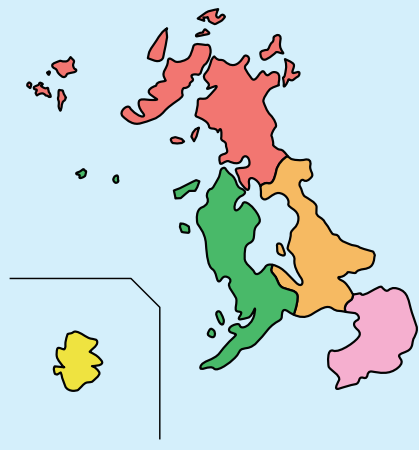
# 安全で安心なこどもの居場所づくりに 関わる長崎県内の相談窓口

## こどもの居場所に関する相談

相談窓口	電話番号
長崎県こども場所相談センター	080-5218-0455

## 県市町こどもの居場所担当課

相談窓口	電話番号
長崎県こども未来課	095-895-2685
長崎市こどもみらい課	095-825-1949
佐世保市子ども政策課	0956-25-9693
島原市こども課	0957-62-8003
諫早市こども政策課	0957-22-1500 (代表)
大村市こども家庭課	0957-54-9100
平戸市こども未来課	0950-22-9137
松浦市子育て・こども課	0956-72-1111 (代表)
対馬市こども未来課	0920-58-1117
壱岐市いきいろ子ども未来課	0920-48-1117
五島市こども未来課	0959-74-5831
西海市こども家庭課	0959-37-0029
雲仙市子ども支援課	0957-47-7874
南島原市こども未来課	0957-73-6652
長与町こども政策課	095-801-5886
時津町福祉課	095-882-4533
東彼杵町こども健康課	0957-46-1196
川棚町健康推進課	0956-82-3130
波佐見町子ども・健康保険課	095-85-2333
小値賀町福祉事務所	0959-56-3111 (代表)
佐々町住民福祉課	0956-62-2101 (代表)
新上五島町福祉課	0959-53-1133



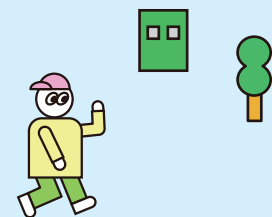
## ボランティア保険・地域の困りごとに関する相談 (県市町社会福祉協議会)

相談窓口	電話番号
長崎県社会福祉協議会	095-846-8600
長崎市社会福祉協議会	095-828-7236
佐世保市社会福祉協議会	0956-23-3174
島原市社会福祉協議会	0957-63-3855
諫早市社会福祉協議会	0957-24-5100
大村市社会福祉協議会	0957-53-1351
平戸市社会福祉協議会	0950-22-2180
松浦市社会福祉協議会	0956-72-0788
対馬市社会福祉協議会	0920-58-1432
壱岐市社会福祉協議会	0920-45-0048
五島市社会福祉協議会	0959-74-5511
西海市社会福祉協議会	0959-29-4081
雲仙市社会福祉協議会	0957-37-2855
南島原市社会福祉協議会	0957-65-2888
長与町社会福祉協議会	095-883-7760
時津町社会福祉協議会	095-882-0777
東彼杵町社会福祉協議会	0957-46-0619
川棚町社会福祉協議会	0956-82-2121
波佐見町社会福祉協議会	0956-85-2240
小値賀町社会福祉協議会	0959-56-4193
佐々町社会福祉協議会	0956-63-5900
新上五島町社会福祉協議会	0959-52-2208



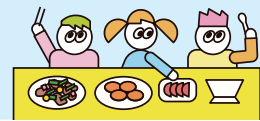
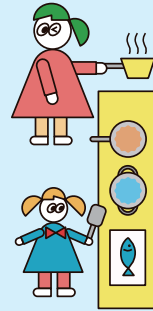
## ボランティアに関する相談 (市民活動支援センター)

相談窓口	電話番号
県民ボランティア活動支援センター	095-827-4852
長崎市市民活動支援センター「ランタナ」	095-807-6518
させぼ市民交流プラザ	0956-23-6070
大村市ボランティアセンター「あいわーく」	0957-56-8663



## 食品衛生に関する相談（保健所）

相談窓口	電話番号
西彼保健所	095-856-0693
県央保健所	0957-26-3305
県南保健所	0957-62-3288
県北保健所	0950-57-3933
五島保健所	0959-72-3125
上五島保健所	0959-42-1121
壱岐保健所	0920-47-0260
対馬保健所	0920-52-0166
長崎市保健所	095-829-1155
佐世保市保健所	0956-24-1111



## 子ども・家庭に関する相談窓口

相談窓口	電話番号
長崎県子ども・若者総合相談センター（愛称：ゆめおす）	095-824-6325
長崎子ども・女性・障害者支援センター	095-844-6166
佐世保子ども・女性・障害者支援センター	0956-24-5080

## 子どもの医療相談

相談窓口	電話番号
長崎県子ども医療電話相談 平日・土曜日 午後6時から翌朝8時まで 日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3） 午前8時から翌朝8時まで（24時間）	短縮電話番号 #8000 #8000 がつながらない方、及び 一部地域（松浦市鷹島町、福島町） の方は 095-822-3308

